

1. 根拠法令

- ① 児童福祉法第 24 条の 12 第 2 項・3 項を踏まえること。
- ② 指定福祉型障害児入所施設における厚生労働省の基準省令第 5 条第 2 節の規定を満たしていること。
- ③ 大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準などを定める条例第 6 条 (第二節 設備に関する基準) の規定を満たしていること。

2. 予 算 案

- ① 建築費 4 億円以内
- ② 設計・監理料
※ 契約準備期間 (協定書に基づく業務) の費用については、協定書締結時に別途協議する。

3. 安心安全と防災面

- ① 施設は、淀川に近接しているため、地震のほか、河川からの高潮や津波、洪水や暴風雨など防災の観点から踏まえた設計とすること。
- ② 非常時の電源ともなる自家発電用の設備を設置すること。

4. 入所児童の状況

- ① 入所者は 3 歳児から 20 歳までの男女。
- ② 定員 30 名とショートステイ 5 名の部屋や空間の確保。総定員 35 名。
- ③ 年毎に入所している児童の年齢や男女比率は変化する。
- ④ 就学児童は大阪府立豊中支援学校に通学している。

5. 設計に関わること

- ◎ 基本的な考え
 - ① 入所児童の生活の安全・安心を守り、良好で家庭的な雰囲気・環境を考慮すること。
 - ② 各フロアーに居室、浴室、キッチン・ダイニング等を配したユニットを配置すること。
 - ③ 各フロアー (ユニット) は、感染症対策・ショートステイ利用時の切り分けなどのため、ゾーニングができるようにすること。

1) 建物に関すること

- ① 屋上は災害時の避難エリアとして使用できるようにすること。
- ② エレベーター必置。車いす対応型にすること。
- ③ 寺や墓地への参拝客の出入りを考慮し、入所児童、職員、業者の動線を配慮すること。
- ④ 駐車場は、学園車 (10 人乗りハイエース) 1 台と来客用 3 台以上を確保すること。
- ⑤ 施設のセキュリティは、園舎本館でおこない、現在の門扉部分は寺院と共同で使用するため、アクセスしやすい形状とすること。

2) 居室構成に関すること

- ① 定員 35 名中 内 5 名分は、ショートステイ事業に供用できるようにする。
- ② 居室は、感染症対策として効率よい換気ができること。

3) 現在の入居者を想定した場合の居室構成 (案) 例示

女子	一人部屋	1 室	二人部屋	2 室	三人部屋	2 室	
男子	一人部屋	1 室	二人部屋	3 室	三人部屋	1 室	
男子	一人部屋	2 室	二人部屋	4 室			
	ショートステイ	3 室				計	5 名
			合計	17 室		合計	35 名

4) キッチン・ダイニング

- ① 各ユニットにキッチンとダイニングを設置し、フロアーごとの規模の生活行動ができるようにすること。

- ② 例えば、時間差で5人ずつ食事を摂ることが可能とすることなど。
- 5) 洗面所とトイレ
- ① 各フロアーに各々2ヶ所設置。感性症発生時に距離が、取れるように設計されていること。
- 6) 浴室
- ① 各ユニットに、浴室を設置すること。
- ② 介護や支援が容易にできるように、手すり等を設置すること。
- 7) リネン関係と厨房
- ① 専用の出入り口と倉庫を設け、食材や寝具リネンなどの委託業者が、施設玄関を使用せずに搬出入できるよう工夫すること。
- ② 厨房職員専用のトイレや休憩室を設けること。
- 8) 洗濯場と洗濯干し場
- ① 多人数なので、相応の広さと雨天時の配慮を要する。
- 9) 事務所
- ① 法人本部、中津学園事業、グループホーム事業、移動支援事業の事務員10名程度が、執務できるようにすること。
- ② 事務文書の保管が容易にできるように工夫すること。
- ③ 各フロアーに職員の事務作業と見守りができる場所を確保すること。
- 10) 園長室兼応接室兼歴史資料コーナー
- ① 園長の執務机と来客用応接セットや会議テーブルが、設置できるスペースを確保すること。
- ② 園の創始者の功績を顕彰するためのコーナーを設ける。
- 11) 相談室（面会室）
- ① 保護者やケースワーカー等が、複数での面会や相談などに使用できること。
- 12) 会議・研修室
- ① 20人程度の職員が集まり、会議や研修ができるスペースを確保することが望ましい。
- 13) 多目的室
- ① パーテーションで区切ることができ、会議・研修室での使用や災害時などに居室として利用できるなど多目的に使用できることが望ましい。
- 14) 医務室・静養室
- ① 法令の規定に基づく。
- 15) 作業室・クラフト室
- ① 物品の保管場所も考える。
- 16) プレイルーム
- ① レクリエーションの場として、ゲーム・スポーツ、発表会、カラオケ大会などが可能なスペースが必要。
- ② 緊急時の避難場所も兼ねるので、上層階が望ましい。
- ③ 緊急時の避難場所として入所児童が避難できるよう、男女別に仕切れるパーテーションなどが必要。
- 17) 夜勤・宿直室
- ① フロアー階は別にし、それぞれ1室必要（夜間帯は、夜勤者と宿直者の2名で対応するため）
- 18) 職員更衣室（ロッカールーム）
- ① 女子用と男子用 計2か所
- 19) 下記の物品を収納する倉庫
- ①事務資料、②備蓄物品、③楽器類、④テント等の備品、⑤行事関係物品、⑥衣類等
- 20) 自活訓練室
- ① 生活訓練などが、実施できる部屋。訓練実施時は、宿泊を伴う。
- 21) 職員休憩室
- ① 休憩、食事、仮眠等ができることが望ましい。